

# 令和8年度 茨城県交通安全県民運動推進要綱

## 〈各季の交通安全運動スローガン〉

- 【春】 自転車も ルール破れば 重い罪
- 【夏】 手を挙げて しっかり伝える『わたります』
- 【秋】 反射材 小さな光が 大きな安心
- 【年末】 その酒で 失う信頼 家族の未来



北茨城市立精華小学校  
1年 鈴木 心結



つくば立島名小学校  
4年 松尾 咲樂



八千代町立川西小学校  
5年 小島 蓮恩



阿見町立阿見中学校  
2年 小松澤 茉衣



茨城県立笠間高等学校  
2年 福司 涼香



茨城県立つくば特別支援学校  
小学部6年 白井 千織

令和7年度茨城県交通安全ポスター作品コンクール最優秀賞（茨城県知事賞）受賞作品

（注）ポスター作品のスローガンは令和8年度のスローガンと一致しておりません。

茨城県交通安全対策会議

## 令和8年度 茨城県交通安全県民運動推進要綱

### 1 趣旨

この運動は、県民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上により、交通事故のない安全で住みよい社会を実現するため交通安全県民運動として展開する。

### 2 推進期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3 主唱

茨城県交通安全対策会議

### 4 実施機関・団体及び協賛団体

別表（最終頁）のとおり

### 5 運動の基本

交通ルールの遵守と交通マナーの向上

### 6 運動の重点

- (1) 高齢者の交通事故防止
- (2) こどもの交通事故防止
- (3) 飲酒運転の根絶
- (4) 自転車等の安全利用の推進
- (5) 横断歩行者の保護
- (6) 夕暮れ時から夜間における交通事故防止

### 7 運動の進め方

市町村及び関係機関・団体は、第12次茨城県交通安全計画に基づき策定された本要綱を踏まえ、早期に実施計画を策定し、運動の推進体制を確立するとともに、この運動が県民総ぐるみの運動として展開されるよう、地域住民に対する啓発を行い、積極的な参加が得られるよう配慮すること。

## ● 運動の基本に関する推進事項

### 交通ルールの遵守と交通マナーの向上

#### 《マナー向上運動※1のコンセプト》

1. 自ら 「知る」	(1) 県内の交通マナーの実態を知る。 (2) 自己の交通マナーを省み、正しいマナーを理解させる。
2. 周りに 「知らせる」	(1) 歩行者・自転車利用者の反射材利用を促進する。 (2) ドライバー・自転車利用者に各種灯火の活用を促す。
3. 相手に 「譲る」	(1) ドライバー・自転車利用者に歩行者保護を意識付ける。 (2) ドライバー・自転車利用者に「譲る」「待つ」実践を促す。

#### 【主な推進事項】

##### 1 交通安全教育

- 年齢や対象に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。
- 地域や家庭において、こども、父母、祖父母等の各世代が交通安全について話し合い、注意を呼びかけるなど世代間交流を促進する。

##### 2 街頭活動

- ルール・マナー違反に対する街頭指導活動を強化する。
- 悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に対する交通指導取締りを強化する。

##### 3 情報発信・啓発

- 各種広報媒体の活用やキャンペーン等の実施により、交通事故や交通マナーの実態を知らせ、交通ルール遵守や「安全運転五則※2」の実践、交通マナーの向上を呼びかける。また、安全な踏切の通行について啓発を推進する。
- 講習会、研修会、会議等のあらゆる機会を通じて、交通ルールの遵守と交通マナーの向上について意識の啓発を図る。
- 訪日外国人や定住外国人の増加等も踏まえ、多言語での情報発信により、日本の交通ルール・マナーの周知・理解促進を図る。

## ● 運動の重点に関する推進事項

### (1) 高齢者の交通事故防止【具体的な推進事項】

##### 1 交通安全教育

- 高齢運転者が加齢に伴う身体機能の変化等を自覚し、適切な運転行動を確認するための参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。
- シートベルト着用の必要性と着用効果の理解向上を図るとともに、後部座席を含めた全席着用義務について周知し、全席での着用指導を徹底する。
- 加齢に伴う身体機能の変化等を自覚し、歩行中・自転車乗用中における安全行動を確認するための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。
- 高齢者世帯・老人福祉施設等への訪問活動を通じて、高齢者が関係する交通事故の実態を知らせ、安全行動についての指導を推進する。
- 反射材の効果や有効性を示しながら高齢者の持ち物や靴等に反射材を直接貼付するなど反射材用品の利用促進を図る。
- 「高齢運転者の安全運転五則※3」の周知と高齢運転者標識の普及促進を図る。

## 2 支援等

- 高齢者に対する思いやりのある運転を促進する。
- 高齢運転者標識（高齢者マーク）を表示している自動車に対する保護義務（幅寄せや割り込みの禁止等）についての周知や高齢者優先駐車場の設置等の施策を推進する。
- 安全運転に不安がある高齢者に対し、運転免許証の自主返納を考えるきっかけをつくるとともに、返納者に対する支援を推進する。
- 高齢者の交通安全活動への参画意識の醸成を図るとともに、高齢者クラブ等によるヒヤリ地図や反射材を組み込んだ身の回り品等の作成、街頭活動などの自主活動に対する支援を推進する。

## 3 道路交通環境の点検整備

- ヒヤリ地図の作成や立看板の設置により、交通危険箇所の周知を図る。
- 生活道路やシルバーゾーンにおける道路交通環境の安全点検を実施し、安全施設等の整備を推進する。

## 4 情報発信・啓発

- 安全運転をサポートする先進技術を体験する機会や情報を提供し、交通事故防止を呼びかける。
- テレビ、ラジオ、新聞、SNSのほか、行政無線、広報車、広報紙（機関誌）等の媒体の活用、キャンペーン等の実施により、高齢者の交通事故防止を呼びかける。
- 『高齢者の交通事故防止に向けた県内一斉広報日』（敬老の日）や『高齢者の交通事故ゼロの日』（毎月15日）を設け、集中的、効果的な広報・啓発を推進する。

### (2) こどもの交通事故防止【具体的な推進事項】

#### 1 交通安全教育

- 道路の横断及び自転車の正しい乗り方指導やヒヤリハット体験を取り入れた教育効果の高い交通安全教育を推進する。
- 自転車の安全な利用等を含めた安全な通学のための教育教材等を作成・活用し、ライフステージに応じた交通安全教育を推進する。
- 新入学期や長期休暇前を捉えた交通安全教育を推進する。
- 体格に応じた正しい姿勢でのシートベルト着用とチャイルド（ジュニア）シートの正しい使用の必要性と着用効果の理解向上を図るとともに、後部座席を含めた全席着用義務について周知し、全席での着用指導を徹底する。

#### 2 街頭活動

- 通園・通学時間帯を中心に、街頭での幼児・児童・生徒や保護者に対する交通安全指導を推進する。
- シートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用についての街頭指導を推進する。

#### 3 通学路及び生活道路等における道路交通環境の整備

- 児童、保護者に対する交通安全教育、街頭での交通安全指導を推進する。
- 通学路、スクールゾーンやキッズゾーン及び生活道路等における安全点検を実施し、安全施設等の整備を推進する。
- ヒヤリ地図の作成や立看板の設置により、交通危険箇所の周知を図る。

#### 4 広報・啓発

- テレビ、ラジオ、新聞、SNSのほか、行政無線、広報車、広報紙（機関誌）等の媒体の活用、キャンペーン等の実施により、こどもの交通事故防止を呼びかける。

### (3) 飲酒運転の根絶【具体的な推進事項】

#### 1 交通安全教育

- 疑似体験機器等を活用した講習会等の開催により、飲酒運転の悪質性・危険性を認識・理解させ、飲酒運転根絶のための運転者教育を推進する。
- 飲酒運転による交通事故の被害者や加害者の声を生かした講演会等の開催を促進する。

#### 2 街頭活動

- 飲酒運転者及び飲酒運転の周辺者に対する交通指導取締りを強化する。

#### 3 飲酒運転を許さない環境の整備

- 飲酒時の交通手段として公共交通機関の利用を促進する。
- 地域・職場における「飲酒運転三ない運動※4」「ハンドルキーパー運動※5」等を推進する。
- 飲食店等への運転者に対する酒類提供禁止の働きかけを推進する。
- アルコール検知器の普及と活用を促進する。

#### 4 情報発信・啓発

- テレビ、ラジオ、新聞、SNSのほか、行政無線、広報車、広報紙（機関誌）等の媒体の活用、キャンペーン等の実施により、飲酒運転の悪質性・危険性及び飲酒運転に対する罰則及び行政処分について周知し、飲酒運転を防止する。
- 飲酒運転による交通事故被害者の声を反映した啓発を促進し、飲酒運転根絶気運の醸成を図る。
- 『飲酒運転根絶のための県下一斉広報日』を設け、集中的、効果的な広報・啓発を推進する。実施日は、夏季及び年末の県民運動期間中の各金曜日とする。

### (4) 自転車等の安全利用の推進【具体的な推進事項】

#### 1 交通安全教育

- 「自転車安全利用五則※6」を活用した自転車の正しい乗り方や交通マナー等についてライフステージに応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、自転車は「車両」であることや、歩道は歩行者優先であることを理解させるとともに、事故事例を活用してルールを遵守しなかった場合の罰則や交通事故のリスク、損害賠償責任等について周知する。
- 保護者を対象とした交通安全教室等を開催し、自転車に同乗する幼児の安全性の確保について視聴覚教材等を活用して理解向上を図る。
- 自転車の通行実態や事故実態等を周知し自転車点検整備及び自転車事故被害者救済のための自転車損害賠償責任保険等（自転車向け保険、TSマーク等）への加入を促進する。

#### 2 街頭活動

- 交差点、自転車道、歩道等における交通危険箇所の安全点検を実施し、障害物の除去及び違法駐車車両への指導等により、安全な走行環境を確保する。

○駅周辺や商店街における駐輪方法等について、街頭指導を徹底する。

○自転車の悪質・危険な交通違反に対する交通指導取締りを強化する。

### 3 情報発信・啓発

○自転車の通行実態や事故実態等を周知し、加害者となる可能性や自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性について啓発する。

○テレビ、ラジオ、新聞、SNSのほか、行政無線、広報車、広報紙（機関誌）等の媒体の活用、効果的なキャンペーン等の実施により、点検整備した安全な自転車の利用を呼びかける。

○あらゆる機会において、自転車乗車用ヘルメットの着用努力義務や頭部保護による被害軽減効果について周知し、全ての自転車利用者に対して自転車乗車用ヘルメットの着用を促進する。

○「ながら運転」「酒気帯び運転」に対する罰則が道路交通法の改正により整備されたことや交通違反に対する「交通反則通告制度」の導入について、広報・啓発し、自転車の交通事故防止を呼びかける。

○5月1日を「自転車安全利用のための県下一斉広報日」とし、自転車の安全利用について、広く県民に広報・啓発を展開する。

○特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの利用について、交通ルールの周知を図る。

### 4 その他

○5月1日から5月31日までを自転車月間とし、重点的に、基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を図る交通安全教育、広報・啓発の推進及び交通違反者に対する指導取締りを強化する。

## (5) 横断歩行者の保護【具体的な推進事項】

### 1 交通安全教育

○歩行者に、横断歩道の利用や信号機のあるところでは、その信号に従うことなどについて指導を推進する。

○歩行者に、道路を横断する時は、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えることの指導を推進するとともに、運転者に横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務の指導を推進する。（『ハンドサイン運動』※7の推進）。

### 2 街頭活動

○正しい道路の横断方法について交通安全指導を推進する。

○横断歩行者妨害や信号無視等の歩行者保護に資する悪質・危険な運転への交通指導取締りを強化する。

### 3 広報・啓発

○テレビ、ラジオ、新聞、SNSのほか、行政無線、広報車、広報紙（機関誌）等の媒体の活用、キャンペーン等の実施により、歩行者(特に横断時)交通事故防止を呼びかける。

**(6) 夕暮れ時から夜間における交通事故防止【具体的な推進事項】**

**1 交通安全教育**

- 夜間における視認性低下や速度感覚の鈍化等による危険性を認識・理解させる交通安全教育を推進する。
- 夕暮れ時から夜間における重大事故の原因で多い最高速度違反、飲酒運転等による事故実態・危険性を周知するなど、基本的な安全運転を推進する。
- 視認性低下の危険性を認識・理解させ確実な安全確認の実践を促す交通安全教育を推進する。
- 明るい目立つ色の衣服の着用と反射材用品やライトの効果的な活用、自転車利用者のライト点灯及び自転車側面等への反射材の活用を推進し、服装やライトの活用により自分の存在を周りに「知らせる」ことの重要性を認識・理解させる。
- 前照灯の早めの点灯と夜間のライトのこまめな上下切替えについて指導を推進する（『光って照らして ☆L e t' s do it ☆』※8活動）。

**2 街頭活動**

- 世帯訪問や街頭立哨、キャンペーン等のあらゆる機会を通して、自転車や靴等への反射材の直接貼付を推進する。
- 交通事故発生状況に即した街頭での歩行者・自転車利用者に対する交通安全指導等を推進する。
- 飲酒運転・速度超過・信号無視等の悪質・危険な運転に対する交通指導取締りを強化する。

**3 広報・啓発**

- テレビ、ラジオ、新聞、SNSのほか、行政無線、広報車、広報紙（機関誌）等の媒体の活用、キャンペーン等の実施により、夕暮れ時と夜間の交通事故防止を呼びかける。

**● 各季運動等**

**1 期間を定めて行う運動（実施要綱）**

運動の名称	運動期間	実施内容等
春の 全国交通安全運動	4月6日(月)～ 4月15日(水)	■スローガン 自転車も ルール破れば 重い罪 ※実施要綱については別途通知
夏の 交通事故防止県民運動	7月15日(水)～ 7月24日(金)	■スローガン 手を挙げて しっかり伝える 『わたります』 ※実施要綱については別途通知
秋の 全国交通安全運動	9月21日(月)～ 9月30日(水)	■スローガン 反射材 小さな光が 大きな安心 ※実施要綱については別途通知
年末の 交通事故防止県民運動	12月1日(火)～ 12月15日(火)	■スローガン その酒で 失う信頼 家族の未来 ※実施要綱については別途通知
暴走族追放強化月間	6月1日(月)～ 6月30日(火)	※実施要綱については別途通知

## 2 日を定めて行う運動

### (1) 「交通安全の日」推進要領

#### ア 目的

茨城県交通安全条例において、県民の全てが交通安全について関心を深めるとともに、交通安全に関する活動を行う意欲を高めるため「交通安全の日」を設定したことに伴い、交通関係機関・団体及び県民一人一人が一体となり、交通安全思想の高揚と実践活動を推進し、安全で住みよい生活環境を確立することを目的とする。

#### イ 実施日

毎月1日とする。ただし、その日が茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日（土曜日、日曜日、祝祭日等）に当たるときは、その日の翌日とする。

#### ウ 活動重点

4月	通学路における児童・生徒の安全確保	10月	横断歩道における歩行者優先等の徹底
5月	自転車の安全利用の推進	11月	夕暮れ時・夜間の交通事故防止
6月	梅雨期における交通事故防止	12月	年末における飲酒運転の根絶
7月	夏休み期間における交通事故防止	1月	降雪・凍結等による交通事故防止
8月	夏季における飲酒運転の根絶	2月	降雪・凍結等による交通事故防止
9月	高齢者の交通事故防止	3月	歓送迎期における飲酒運転の根絶

#### エ 推進事項

##### (ア) 広報・街頭活動の推進

新聞、ラジオ、行政無線、有線放送、道路情報案内板等の広報媒体の活用や広報車等の街頭活動の強化により、県民にこの運動の趣旨及び正しい交通ルール・交通マナーの実践を呼びかける。

##### (イ) 家庭、学校、地域、職場等における活動の推進

- ・家庭では、出かける前に家族が互いに安全行動を促す「一声運動」を推進する。
- ・幼稚（保育）園、学校においては、園児、児童、生徒に対し「交通安全の日」の周知並びに登下校時や家庭にあるときの安全行動について指導する。
- ・地域では、登下校時の街頭指導や参加体験型の交通安全教室等を開催する。
- ・職場では、朝礼、各種会議等を利用して、安全な交通行動の実践と無事故の申合せを徹底する。

### (2) 「高齢者の交通事故ゼロの日」推進要領

#### ア 目的

高齢者の交通事故を防止するため、年間を通じて高齢者に対する思いやりと見守りの日を設け、行政、事業者、県民等が相互に連携協力し、総合的かつ効果的な広報・啓発を展開することを目的とする。

#### イ 実施日

毎月15日とする。ただし、その日が茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日（土曜日、日曜日、祝祭日等）に当たるときはその日の前日とする。

#### ウ 主唱

茨城県交通安全対策会議

## エ 推進事項

### (ア) 広報・街頭活動の推進

新聞、ラジオ、行政無線、有線放送、道路情報案内板等の広報媒体の活用や広報車等の街頭活動の強化により、高齢者の交通事故防止を図る。

### (イ) 家庭、学校、地域、職場等における活動の推進

- ・家庭では、高齢者の交通事故防止について家族で話し合いを行う。
- ・学校では、児童・生徒に向けて、高齢者への思いやりと見守りについて、周知、指導を行う。
- ・地域では、高齢者の見守り・声かけ活動等を実施する。
- ・職場では、朝礼、各種会議等を利用して、高齢者の交通事故防止を図るための見守り活動の実践と無事故の申合せを実施する。

## オ その他

(ア) 9月21日（月・祝）の敬老の日を「高齢者の交通事故防止に向けた県内一斉広報日」とし、高齢者に対する「思いやり」が高まる機会に、市町村、警察署関係機関・団体等において、高齢者の交通事故防止について広報・啓発等を実施する。

(イ) 上記交通事故防止に関する広報・啓発の実施に当たっては、高齢者が被害者となる犯罪の防止についてもあわせて取り組むものとする。

## (3) 「交通事故死ゼロを目指す日」推進要領

### ア 目的

県民一人一人が交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど、交通事故に注意して行動し、交通事故の発生を防止することを目的とする。

### イ 実施日

4月10日（金）及び9月30日（水）（予定）

### ウ 主唱

茨城県交通安全対策会議

## エ 推進事項

### (ア) 広報・街頭活動の推進

新聞、ラジオ、行政無線、有線放送、道路情報案内板等の広報媒体の活用や広報車等の街頭活動の強化により、県民に「交通事故死ゼロを目指す日」の趣旨及び交通事故防止を呼びかける。

### (イ) 家庭、学校、地域、職場等における活動の推進

- ・家庭では、交通安全について家族で話し合いを行う。
- ・学校では、「交通事故死ゼロを目指す日」の周知や登下校時の安全行動について指導する。
- ・地域では、登下校時の街頭指導や参加体験型の交通安全教室等を開催する。
- ・職場では、朝礼、各種会議等を利用して、安全な交通行動の実践と無事故の申合せを実施する。

### (ウ) 春及び秋の全国交通安全運動と連動した活動

「交通事故死ゼロを目指す日」の実施日は、春及び秋の全国交通安全運動期間中となるので同運動と連動した広報・啓発に努める。

●主な表彰

(1) 交通死亡事故連続ゼロ市町村表彰

ア 表彰の対象

管内の交通死亡事故ゼロを連続達成した市町村

イ 表彰基準

区分	交通死亡事故連続ゼロ期間
	連続ゼロ表彰
人口20万人以上の市	250日間
人口10万人以上20万人未満の市	400日間
人口3万5千人以上10万人未満の市町村	800日間
人口1万人以上3万5千人未満の市町村	1000日間
人口1万人未満の町村	1200日間

(2) 交通安全功労者・功労団体表彰

交通安全の推進に献身的、奉仕的に尽力し、交通事故の防止に多大な功績のあった個人及び団体

(3) 交通安全県民運動模範推進者褒賞

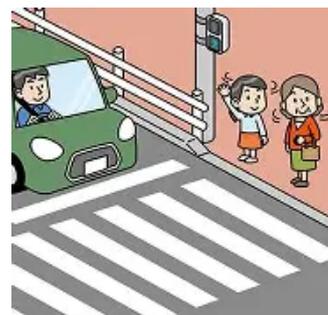
地域社会における交通安全思想の普及又は交通安全の確保に顕著な功績があった者

(4) 交通安全ポスター作品コンクール表彰

県内の小・中・高等学校等の生徒から交通安全に関するポスター作品を募集するコンクールにおいて、最優秀賞（茨城県知事賞）をはじめ優秀賞各賞を受賞した者

## ※1 マナー向上運動

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とした運動。



## ※2 安全運転五則

- 1 安全速度を必ず守る
- 2 カーブの手前でスピードを落とす
- 3 交差点では必ず安全を確認める
- 4 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 5 飲酒運転は絶対にしない



## ※3 高齢運転者の安全運転五則

- 1 一時停止場所では必ず止まり左右の安全を確認める
- 2 ハンドル ブレーキの操作を的確に行う
- 3 交差点では必ず安全を確認める
- 4 信号を守り 信号の見落としに注意する
- 5 脇見 ぼんやり運転をしない

高齢者運転標識



## ※4 飲酒運転三ない運動

自動車で飲食店に来て飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力を得て、飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人は酒を飲まず、仲間を自宅まで送り、飲酒運転事故を防止する運動

- 1 飲んだら運転しない
- 2 運転するなら飲まない
- 3 運転する人には飲ませない

**STOP!**  
**飲酒運転**



## ※5 ハンドルキーパー運動

自動車で飲食店に行き飲酒する場合に、仲間同士や飲食店の協力を得て、飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人は酒を飲まず、仲間を自宅まで送り、飲酒運転事故を防止する運動



ハンドルキーパー運動ロゴマーク

## ※6 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



## ※7 ハンドサイン運動

運転手は、横断歩道の手前で減速し、広い視野を確保して周囲の安全を確認する。歩行者は、通行する車両の運転者に対し、アイコンタクトと併せて、手を上げる、振る、かざすなど、横断の意思を示す。そうすることで、安全に横断歩道を横断し、交通事故を防止する運動。



## ※8 光って 照らして ☆Let's do it ☆

夜間における歩行者の交通事故防止対策として、歩行者に対しては反射材の貼付、ドライバーに対してはライトの早め点灯を呼びかけ、交通事故を防止する活動。

- 1 「光って」 → 反射材着用を呼びかける。
- 2 「照らして」 → 前照灯の早めの点灯とハイビームを活用する。
- 3 「Let's do it」 → 反射材の着用とライトの早め点灯について、県民の主体的な行動を促す。



実施及び協賛機関・団体

(順不同)

● 実 施 機 関 等 ●		
茨城県	市町村	茨城県警察本部
茨城県教育委員会	市町村教育委員会	水戸地方検察庁
茨城労働局	関東運輸局茨城運輸支局	関東地方整備局常陸河川国道事務所
東日本旅客鉄道株式会社水戸支社	県市長会	県町村会
自動車事故対策機構茨城支所	自動車安全運転センター県事務所	県交通安全協会
県安全運転管理協会	県交通安全母の会連合会	県地域交通安全活動推進委員協議会連合会
県指定自動車教習所協会	県トラック協会	県バス協会
県ハイヤー・タクシー協会	茨自販交通安全対策推進協議会	県軽自動車協会
県自動車整備振興会	県自転車・二輪自動車商協同組合	県高速道路交通安全協議会
県医師会	県老人クラブ連合会	東日本高速道路株式会社関東支社水戸管理事務所
全国共済農業協同組合連合会茨城県本部	県経営者協会	県商工会連合会
県商工会議所連合会		
● 協 賛 団 体 等 ●		
茨城県議会	県市議会議長会	県町村議会議長会
県二輪車普及安全協会	いばらきサイクリング協会	日本自動車連盟茨城支部
県道路整備促進協議会	交通事故総合分析センター	県中古自動車販売協会
県自動車タイヤ販売店協会	県緊急作業用自動車協会	県貨物自動車安全輸送協議会
県踏切事故防止対策協議会	県社会福祉協議会	県社会福祉協議会わくわくセンター
県身体障害者福祉団体連合会	県青年会議所	県青年団協議会
県女性団体連盟	県地域女性団体連絡会	県子ども会育成連合会
県青少年育成協会	県青少年赤十字指導者協議会	県スポーツ少年団
日本ボーイスカウト茨城県連盟	ガールスカウト日本連盟茨城県支部	県ユースホステル協会
県PTA連絡協議会	県高等学校PTA連合会	県・国公立幼稚園PTA連絡協議会
県国立幼稚園長会	県私立幼稚園・認定こども園連合会	県保育協議会
県民間保育協議会	いばらきシニア交通安全情報ネットワーク協議会	県学校長会
県高等学校長協会	県私学協会	全国農業協同組合連合会茨城県本部
県農業協同組合中央会	県厚生農業協同組合連合会	県信用農業協同組合連合会
県食品衛生協会	県石油業協同組合	県建設業協会
県柔道整復師会	県弁護士会	日本損害保険協会南関東支部茨城損保会
茨城県行政書士会	県警備業協会	県高圧ガス保安協会
県観光物産協会	県警友会連合会	茨城新聞社
読売新聞社水戸支局	朝日新聞社水戸支局	毎日新聞社水戸支局
時事通信社水戸支局	産経新聞社水戸支局	東京新聞水戸支局
共同通信社水戸支局	日本経済新聞社水戸支局	日本工業新聞社関東支局
日本放送協会水戸放送局	茨城放送	フジテレビ
テレビ朝日	日本テレビ	東京放送
いばらきコープ		

【事務局】

茨城県県民生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室

茨城県水戸市笠原町978番6

TEL 029-301-2842 FAX 029-301-2848

E-mail seibun6@pref.ibaraki.lg.jp

ホームページ 「いばらき安全なまちづくりガイド」で検索